

平成 18 年度人事行政の運営等の状況

琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年琴浦町条例第 23 号）の規定に基づき、琴浦町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

【各年 4 月 1 日現在／単位：人】

部門 \ 区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成 18 年度	平成 17 年度		
一般行政部門	議会	3	3		
	総務	4 0	4 1	△ 1	総務一般事務の縮小
	税務	1 4	1 5	△ 1	税務評価事務の縮小
	民生	8 9	9 2	△ 3	保育園の欠員不補充
	衛生	1 0	1 1	△ 1	保健事務の縮小
	労働	—	—		
	農林水産	1 8	2 0	△ 2	農林水産事務の縮小 地籍調査事務の縮小
	商工	6	7	△ 1	統計系の欠員不補充
	土木	8	9	△ 1	建設事務の縮小
	小計	1 8 8	1 9 8	△ 1 0	
特別行政部門	教育	3 6	3 6		
	消防	—	—		
	小計	3 6	3 6		
公営企業等会計部門	病院	—	8	△ 8	診療所を民間へ指定管理
	水道	5	5		
	交通	—	—		
	下水道	1 0	1 0		
	その他	7	7		
	小計	2 2	3 0	△ 8	
合計		2 4 6	2 6 4	△ 1 8	

*職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

【単位：人】

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	1	12	27	25	15	9	16	57	45	39	0	246

(3) 採用の状況

平成 17 年度採用者 なし

(4) 退職の状況

平成 17 年度退職者 18 人

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成18年3月31日現在)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
平成17年度	20,165 人	10,197,324 千円	174,751 千円	2,117,059 千円	20.8%

*人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成18年度	227 人	908,111 千円	232,710 千円	372,409 千円	1,513,230 千円	6,666 千円

*職員手当には退職手当を含まない。

*給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職			現業職（国・技能労務職）		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
琴浦町	333,655 円	349,416 円	45.1 歳	308,052 円	317,190 円	51.1 歳
国	329,728 円	382,092 円	40.3 歳	285,008 円	316,350 円	48.1 歳

*国は平成17年4月1日現在

(4) 職員の初任給の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		琴 浦 町		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給料額	決定初任給	採用2年経過日 給料額
一 般 行 政 職	大 学 卒	159,700 円	176,800 円	170,200 円	183,800 円
	高 校 卒	138,400 円	148,000 円	138,400 円	148,000 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	242,100 円	290,600 円	328,800 円
	高 校 卒	200,000 円	260,500 円	304,700 円
技 能 労 務 職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	203,600 円	253,000 円	285,500 円

*経験年数とは、採用後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいう。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長・主任	課長補佐	課長	課長	
職員数	27 人	15 人	61 人	87 人	2 人	16 人	208 人
構成比	13.0%	7.2%	29.3%	41.8%	1.0%	7.7%	100.0%

*琴浦町の給与条例に基づく給料表行 (一) 適用の級区分による職員数とする。

*標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

(7) 職員手当の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分		琴浦町			国																
期末手当 勤勉手当	平成18年度支給割合	<table><tr><td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr><tr><td>6月期</td><td>1.4 月分</td><td>0.725 月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.6 月分</td><td>0.725 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>3.0 月分</td><td>1.45 月分</td></tr></table>				期末手当	勤勉手当	6月期	1.4 月分	0.725 月分	12月期	1.6 月分	0.725 月分	計	3.0 月分	1.45 月分	左に同じ				
		期末手当	勤勉手当																		
6月期	1.4 月分	0.725 月分																			
12月期	1.6 月分	0.725 月分																			
計	3.0 月分	1.45 月分																			
職制上の段階、職務の級等による加算措置等	有																				
退職手当	支給率	<table><tr><td></td><td>自己都合</td><td>勧奨・定年</td></tr><tr><td>勤続20年</td><td>23.50 月分</td><td>30.55 月分</td></tr><tr><td>勤続25年</td><td>33.50 月分</td><td>41.34 月分</td></tr><tr><td>勤続35年</td><td>47.50 月分</td><td>59.28 月分</td></tr><tr><td>最高限度額</td><td>59.28 月分</td><td>59.28 月分</td></tr></table>				自己都合	勧奨・定年	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	左に同じ	
		自己都合	勧奨・定年																		
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分																		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分																			
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分																			
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分																			
その他の加算	定年前早期退職特例（2～20％）																				
一人あたり平均支給額	<table><tr><td></td><td>自己都合</td><td>勧奨・定年</td></tr><tr><td>平成17年度</td><td>0 千円</td><td>20,397 千円</td></tr></table>				自己都合	勧奨・定年	平成17年度	0 千円	20,397 千円												
	自己都合	勧奨・定年																			
平成17年度	0 千円	20,397 千円																			
扶養手当	<table><tr><td>ア. 配偶者</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>イ. 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>配偶者が扶養親族でない場合の扶養親族のうち1人</td><td>6,500 円</td></tr><tr><td>配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>ウ. その他の者</td><td>一人につき</td></tr><tr><td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子</td><td>5,000 円加算</td></tr></table>				ア. 配偶者	13,000 円	イ. 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000 円	配偶者が扶養親族でない場合の扶養親族のうち1人	6,500 円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000 円	ウ. その他の者	一人につき	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子	5,000 円加算	左に同じ				
ア. 配偶者	13,000 円																				
イ. 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000 円																				
配偶者が扶養親族でない場合の扶養親族のうち1人	6,500 円																				
配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000 円																				
ウ. その他の者	一人につき																				
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子	5,000 円加算																				
住居手当	<table><tr><td>ア. 月12,000円を超える家賃を支払っている借家の居住者</td><td>最高27,000 円</td></tr><tr><td>イ. 自宅居住者（世帯主）新築・購入した場合 (その後5年間)</td><td>2,500 円</td></tr></table>		ア. 月12,000円を超える家賃を支払っている借家の居住者	最高27,000 円	イ. 自宅居住者（世帯主）新築・購入した場合 (その後5年間)	2,500 円															
ア. 月12,000円を超える家賃を支払っている借家の居住者	最高27,000 円																				
イ. 自宅居住者（世帯主）新築・購入した場合 (その後5年間)	2,500 円																				
通勤手当	<table><tr><td>ア. 交通機関などの利用者</td><td>最高55,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">支給単位期間の通勤に要する運賃等の額</td></tr><tr><td>イ. 自動車などの利用者（2 km以上）</td><td>2,000 円 ～24,500 円</td></tr></table>		ア. 交通機関などの利用者	最高55,000 円	支給単位期間の通勤に要する運賃等の額		イ. 自動車などの利用者（2 km以上）	2,000 円 ～24,500 円													
ア. 交通機関などの利用者	最高55,000 円																				
支給単位期間の通勤に要する運賃等の額																					
イ. 自動車などの利用者（2 km以上）	2,000 円 ～24,500 円																				

(8) 特別職の報酬等の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額							
給料	町 長	745,860 円							
	助 役	609,900 円							
報酬	議 長	321,000 円							
	副議長	233,000 円							
	議 員	217,000 円							
期末手当	町 長	<table><tr><td>6 月 期</td><td>1.6 月 分</td></tr><tr><td>12 月 期</td><td>1.7 月 分</td></tr><tr><td>計</td><td>3.3 月 分</td></tr></table>		6 月 期	1.6 月 分	12 月 期	1.7 月 分	計	3.3 月 分
	6 月 期			1.6 月 分					
	12 月 期			1.7 月 分					
	計			3.3 月 分					
	助 役								
議 長									
副議長									
議 員									

*町長は7%、助役は5%の給料減額実施後の額

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成 18 年 4 月 1 日現在の勤務時間は原則として次のとおりです。

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休憩時間	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0
休息時間	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 1 5、1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 1 5

*公務の運営上の理由により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育園、幼稚園、図書館等）は、上記以外の勤務時間の割り振りによります。

(2) 休暇、休業制度の実施

職員の休暇、休業制度については、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇（休業）期間等 （1 年あたり）	平成 17 年度の取得状況
年次休暇	20 日	平均取得日数 9 日
夏季休暇	3 日以内	平均取得日数 3 日
病気休暇	3 月以内	取得者 7 人 (5 日以上連続して取得した者 7 人)
介護休暇	6 月以内	取得者 1 人
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 5 人 (平成17年中の新たな取得者 3 人)

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 17 年度の分限処分の状況は、つぎのとおりです。

降任	免職	休職	降格	合計
0 人	0 人	2 人	0 人	2 人

*分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 17 年度の懲戒処分の状況は、つぎのとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

*懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5. 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 17 年度の職務専念義務免除の状況は、つぎのとおりです。

免除の事由	平成 17 年度の承認件数
研修を受ける場合	1 件
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	3 件
任命権者が特に認める場合（職員永年勤続表彰式出席等）	1 件
合計	5 件

*町職員は、法律または条令に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務があります（地方公務員法第 35 条）が、合理的な理由がある場合には、限定的にその免除が認められています。